

『一般事業主行動計画』の公表について

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために制定された、「次世代育成支援対策推進法」が改正され平成37年3月31日まで延長することになりました。

この法律に基づき、当社も従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、次世代育成支援対策として『一般事業主行動計画』を策定しております。

株式会社T3デザイン 一般事業主行動計画内容

【1】計画期間

2018年4月1日～2021年3月31日までの3年間

【2】内 容

◆ 目 標 [1]

産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除などの制度周知や情報提供を行う。

<対 策>

- ◇ 制度に関する“パンフレット”をイントラネット上に公開し、周知を図る。
- ◇ 産前休暇を取得する従業員に対し、“パンフレット”を配布する。

◆ 目 標 [2]

妊娠中や産前産後休暇・育児休業から復帰した女性社員のための相談窓口を設置する。

<対 策>

- ◇ 相談窓口をTRS総務部とし、設置について従業員への周知を図る。
- ◇ 相談員の員数の充実を図る。
- ◇ 相談員の知識の充実を図る。(情報収集や研修実施など)

◆ 目 標 [3]

育児休業などを取得しやすい環境づくりのため、研修を行う。

<対 策>

- ◇ 研修の定期的・継続的な実施。

以上